

令和2年山辺町農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水) 13時30分～15時05分

2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)

3. 出席委員(8人)

1番	江口 順市	2番	佐藤 忠也
3番	佐藤 るみ子	4番	岡崎 政志
5番	渡邊 秀彦	6番	多田 美幸
7番	稲村 健	8番	会田 保兵衛

4. 欠席委員(0人)

5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 郁男 農地係長 鎌上 寛史 主事 木村 健太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について

議案9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第10号 農用地利用集積計画に対する決定について

議第11号 非農地証明願について

議第12号 山辺町農地利用最適化推進委員委嘱等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告(2) 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局専決処分報告について

①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

7. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第3回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局	はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番佐藤るみ子委員と4番岡崎政志委員よろしくお願いします。
これより、議事に入ります。議第7号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。
【議第7号、2番から5番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

議長

3番の件で全部の農地が貸し借りになったのか。

事務局

他に2件あるのですが、そちらは農業者年金に関わってこないものなので今回は出ておりません。

議長

他に何かありますか。無いようなので決を採ります。
議第7号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。
次に議第8号「農地法3条第1項の規定による許可の取消について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料5ページからご説明いたします。
【議第8号、1番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

議長

何かありますか。無いようなので決を採ります。
議第8号「農地法3条第1項の規定による許可の取消について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。 次に議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料7ページからご説明いたします。 【議第9号、1番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
議長	隣が果樹園という事で防除の件については大丈夫なのか。
事務局	防除の件について申請者に確認したところ、そういったことも含めて隣接者より同意をいただいておりますし、自分の家に消毒がかかってきても文句を言うつもりもないということでした。
渡邊委員	道路の拡幅の計画について本人は覚えていたか。
事務局	現時点ではそういった話は聞いておりません。建築確認は直接、県の方としているようで、その件も伝えてくださいと建設課に相談は行ってもらっているので、そこで説明がなっているのかどうかというところです。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第9号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。 次に、議第10号に入る前に、江口委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。 (江口委員退席)
議長	議第10号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局	はい。資料１０ページからご説明いたします。 【議第１０号、２７番から６８番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。
渡邊委員	６３番の田んぼで小数点以下はないはずだがどういうことか。
事務局	基本的に面積が１０㎡以下の場合については、小数点以下が出てきます。法務局でもそのような表記となっています。
佐藤忠也委員	支援センターを通してある案件が多く大変いいことだと思います。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第１０号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。 (江口委員着席)
議長	次に議第１１号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料１９ページからご説明いたします。 【議第１１号、２番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。
議長	何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第１１号「非農地証明願について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。 次に議第１２号「山辺町農地利利用最適化推進委員委嘱等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料２１ページからご説明いたします。

【議第１２号を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

議長

今までよりも細かくなったのか。

事務局

今までは、農業委員会を通った貸し借りが成立しないと交付が受けられなかったが、新たな考えは皆様から毎月の日誌を出していただいて、その中で担い手に対する貸し借りの相談を受けたり、農地を貸したいという方からの相談を受けたり、活動に対しまして、半分を均等割させていただき、もう半分は活動した割合に応じて金額を設定して出させていただくという考え方でしたいというところでございます。

議長

他に何かありますか。無いようなので決を採ります。

議第１２号「山辺町農地利用最適化推進委員委嘱等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成委員の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長

全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。

次に、報告事項に入ります。「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の２５ページになります。農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。

【報告（１）、９番から１１番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

他に何かありますか。無いようです。

次に、「①農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 26 ページになります。①農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について。

【報告（2）1 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 27 ページになります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について。

【報告（3）、7 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。